

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
1	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 省略</p> <p>(適用範囲) 第2条 使用済燃料貯蔵施設の保安に係る運用に関して適用する。 (規定の遵守) 第3条 リサイクル燃料備蓄センター(以下「センター」という。)の役員及び社員(以下「センター員」という。)は、センターにおいて使用済燃料貯蔵の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 リサイクル燃料備蓄センター長(以下「センター長」という。)は、第1項以外の者に使用済燃料貯蔵施設において使用済燃料貯蔵の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。 なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。 (関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) 第4条 社長は、第2条に係る保安に係る運用を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2 企画総務部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守に係る活動マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。 (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。 (2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。 (3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3 第6条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p>	<p>(基本方針) (目的) 第1条 省略</p> <p>(基本方針) 第2条 リサイクル燃料備蓄センター(以下「センター」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 1. 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。 2. 企画総務部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守に係る活動マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。 (1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。 (2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。 (3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。 3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p>	<p>条構成、記載内容を見直す。 申請案の(適用範囲)第2条及び(規定の遵守)第3条を削除、代わりに(基本方針)第2条(関係法令及び保安規定の遵守)第2条2を記載する。</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
2	<p>第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 1. 省略 2. 省略 3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則の定義に従う。</p> <p>(1) 省略。</p> <p>(2) リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議 使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、<u>東京電力ホールディングス(株)と日本原子力発電(株)</u>との間で情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のことをいう(以下、本条及び第21条において同じ。)</p>	<p>第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 1. 省略 2. 省略 3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則の定義に従う。</p> <p>(1) 省略。 (2) <u>ニューシア</u> <u>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</u></p> <p>(3) リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議 使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、<u>使用済燃料貯蔵に係る事業者との間で</u>情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のことをいう(以下、本条及び第21条において同じ。)</p>	<p>・(2)として、ニューシアを追加</p> <p>・上記追加により、(3)として「リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議」</p> <p>・申請案では、現状有する情報共有の枠組みに基づく2社を記載しているが、今後も2社に限定する意図で記載しているわけではないことから、状況に応じて広く情報共有していく記載に改める。</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
3	<p>6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>a) b) d) 省略 c) 作業環境（作業場所の温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p>	<p>6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>a) b) d) 省略 c) 作業環境（作業場所の放射線量[※]、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>※建設段階においては、該当しない</p>	<p>〈「別紙-1 品管規則解釈部の保安規定本文（品質マネジメントシステム計画）への記載について」参照〉</p> <p>・建設段階のため「放射線量」を記載していなかったが、規則に規定している事項のため、記載することとする。</p> <p>ただし、保安規定には、※のとおり補足する。</p>
4	<p>8.2.4 機器等の検査等 (1)～(4)・(6)省略 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に關与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと_をいう。）を確保する。</p>	<p>8.2.4 機器等の検査等 (1)～(4)・(6)省略 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に關与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（<u>使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</u>）をいう。）を確保する。</p>	<p>〈「別紙-1 品管規則解釈部の保安規定本文（品質マネジメントシステム計画）への記載について」参照〉</p> <p>・品管規則の解釈部であり、検査の独立性の観点から、必要な事項であるため、記載を追記する。</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
5	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議で取り扱う技術情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析した結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（ニューシア登録情報及びリサイクル燃料備蓄センター技術協力会議で取り扱う技術情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析した結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>・ニューシアを追加。 なお、第21条（情報共有）においても同様の修正を行う。</p>
6	<p>第5章 放射性廃棄物管理 （事故由来放射性物質の降下物の影響確認）</p>	<p>第5章 放射性廃棄物管理 （事故由来放射性物質の降下物の影響確認）</p> <p>第9条 環境・放射線管理GMは、原子炉等規制法に基づく設計及び工事の方法の認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各GMは、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとしてセンター内で適切に管理する。</p>	<p>適用開始時期を、「金属キャスクを搬入する前まで」としていたが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような状況が発生した場合は、建設段階でも対応が必要なことから、「設計及び工事段階」に見直した。</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
	(使用済燃料取扱主任者の選任)	<p>(使用済燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第9条 社長は、使用済燃料取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）及び代行者を、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2 取扱主任者は、「職制および職務権限規程」に規定する特別管理職*（除くセンター長）とする。また、取扱主任者は、センターに勤務する者で、貯蔵保全部、技術安全部環境・放射線管理グループに属さない者が兼任できる。取扱主任者は、第10条（取扱主任者の職務等）に定める職務を遂行する。</p> <p>3 代行者は、センターに勤務し、「職制および職務権限規程」に規定する特別管理職*（除くセンター長）とする。</p> <p>*特別管理職とは、センター長、部長、グループマネージャーのほか、出向元において管理職に任用されている者のことを言う。</p> <p>4 取扱主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第2項に基づき、取扱主任者を選任し直す。</p> <p>5 取扱主任者は、以下の場合、代行させる職務内容を明確にした上で、保安規定第10条第1項第1号から第9号に定める職務の一部又は全てを、代行者に代行させることができる。</p> <p>(1) 取扱主任者がセンターを離れることができない場合において、センター外で取扱主任者の職務を遂行する必要がある場合。</p> <p>(2) 取扱主任者がセンター外で職務を遂行している場合において、センターで取扱主任者の職務を遂行する必要がある場合。</p>	<p>建設段階においても、使用前事業者検査等において、使用済燃料取扱主任者が保安の監督を行う必要があることから、原子炉等規制法に基づき使用済燃料取扱主任者を選任し届け出るものとし、使用済燃料取扱主任者の選任及び職務について保安規定に規定する。</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
7	(使用済燃料取扱主任者の職務等)	<p>(使用済燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第10条 取扱主任者は、使用済燃料の取扱いに関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「使用済燃料取扱主任者の選任及び職務運用マニュアル」の定めるところにより次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 使用済燃料の取扱いに関し保安上必要な場合には、取扱いに従事する者（センター長を含む。）へ指示する。</p> <p>(2) 表26－1に定める事項を、センター長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表26－2に定める報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表26－3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第27条（報告）第1項の報告を受け事態を確認し、その確認した正確な情報を自らの責任において社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会に必ず出席する。</p> <p>(8) 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果（第11条（使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価））及び使用済燃料貯蔵施設の操作に関する手順の制定及び改訂の内容（第14条（手順の作成））を、保安委員会において確認する。</p> <p>(9) その他、使用済燃料の取扱いに関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 使用済燃料の取扱いに従事する者は、取扱主任者がその保安のためにする指示に従う。</p>	建設段階においても、使用前事業者検査等において、使用済燃料取扱主任者が保安の監督を行う必要があることから、原子炉等規制法に基づき使用済燃料取扱主任者を選任し届け出るものとし、使用済燃料取扱主任者の選任及び職務について保安規定に規定する。
8	<p>第7章 施設管理 (情報共有)</p> <p>第21条 施設所管GMは、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報について、リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議において他の事業者と共有する。</p>	<p>第7章 施設管理 (情報共有)</p> <p>第22条 施設所管GMは、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報について、<u>ニューシア登録情報及びリサイクル燃料備蓄センター技術協力会議</u>において他の事業者と共有する。</p>	<p>・ニューシアを追加。</p> <p>なお、8.5.3 未然防止処置の内容変更に伴い、同様に変更</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
9 10	<p>第7章 施設管理 (使用前事業者検査の実施)</p> <p>第24条 2 技術GMは、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者を<u>検査実施GM</u>として指名する。</p> <p>3 <u>検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p>	<p>第7章 施設管理 (使用前事業者検査の実施)</p> <p>第25条 2 技術GMは、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した者とは別の者を<u>検査実施責任者</u>として指名する。</p> <p>3 <u>検査実施責任者は、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮したものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査実施GMの職務が不明確なため、検査実施責任者とする。 ・検査実施GMの職務が不明確なため、検査実施責任者への変更に伴う記載内容の変更 ・検査実施GMの検査実施責任者の指名を削除
11	<p>5 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を<u>検査員</u>に行わせることができる。このとき、<u>検査員</u>として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p>	<p>5 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を<u>検査判定者</u>に行わせることができる。このとき、<u>検査判定者</u>として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の独立性を考慮し、検査判定者に記載を統一
12	<p>6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する<u>検査員</u>の立会頻度を定め、それを実施する。</p>	<p>6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する<u>検査判定者</u>の立会頻度を定め、それを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方																																																							
13	<p>表 26-1 保安記録（1/8）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> <th>表 27-1 に基づき記録が発生する段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理（第 31 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果 (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>確認の都度</td> <td>施設管理を実施した担当 GM</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>施設管理を実施した担当 GM</td> <td>評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>2. 操作記録（法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。） (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の総量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置</td> <td>受入れの都度</td> <td>(2)の段階で定める</td> <td>私出しまでの期間</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度</td> <td>連続して。ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあっては受入れの都度及び連続してとする。</td> <td>(2)の段階で定める</td> <td>次の配置又は配置替えのときまでの期間</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで</p>	記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階	1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理（第 31 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果 (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	確認の都度	施設管理を実施した担当 GM	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	①	(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理を実施した担当 GM	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	①	2. 操作記録（法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。） (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の総量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	受入れの都度	(2)の段階で定める	私出しまでの期間	②	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して。ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあっては受入れの都度及び連続してとする。	(2)の段階で定める	次の配置又は配置替えのときまでの期間	②	<p>表 26-1 使用前事業者検査の記録（貯蔵規則第 6 条の 3 に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 26-2 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に係る記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>ハ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 26-3 保安教育の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>5 年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>5 年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>5 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間	記録事項	記録すべき場合	保存期間	イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	ロ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	ハ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	記録事項	記録すべき場合	保存期間	イ 保安教育の実施計画	策定の都度	5 年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	5 年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	5 年間	<p>建設段階で記録するもののみを記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用前事業者検査の記録 ・施設管理に係る記録 ・保安教育の記録 ・品質マネジメント関連記録 ・使用前検査に関する記録 <p>を記載することとした。 〈「別紙-2 記録について」参照〉</p>
記録事項（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階																																																						
1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理（第 31 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果 (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	確認の都度	施設管理を実施した担当 GM	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	①																																																						
(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理を実施した担当 GM	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	①																																																						
2. 操作記録（法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。） (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の総量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	受入れの都度	(2)の段階で定める	私出しまでの期間	②																																																						
(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して。ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあっては受入れの都度及び連続してとする。	(2)の段階で定める	次の配置又は配置替えのときまでの期間	②																																																						
記録事項	記録すべき場合	保存期間																																																								
(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間																																																								
記録事項	記録すべき場合	保存期間																																																								
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																																								
ロ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																								
ハ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																								
記録事項	記録すべき場合	保存期間																																																								
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	5 年間																																																								
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	5 年間																																																								
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	5 年間																																																								

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方																								
14	<p>表 7-1 施設の管理に関する施設所管GM</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 264 472 304">施設名称</th> <th data-bbox="472 264 775 304">施設所管GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 304 472 352">使用済燃料貯蔵設備本体</td> <td data-bbox="472 304 775 352">キャスク設計製造GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 352 472 440">機械設備, 電気設備, 計測制御設備</td> <td data-bbox="472 352 775 440">保全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 440 472 520">建物・構築物, 消防設備</td> <td data-bbox="472 440 775 520">土木・建築GM, 防災安全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 520 472 608">放射線管理設備</td> <td data-bbox="472 520 775 608">環境・放射線管理GM, 保全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 608 472 647">通信連絡設備</td> <td data-bbox="472 608 775 647">総務GM</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	施設所管GM	使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造GM	機械設備, 電気設備, 計測制御設備	保全GM	建物・構築物, 消防設備	土木・建築GM, 防災安全GM	放射線管理設備	環境・放射線管理GM, 保全GM	通信連絡設備	総務GM	<p>表 7-1 施設の管理に関する施設所管GM</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 264 1133 304">施設名称</th> <th data-bbox="1133 264 1435 304">施設所管GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 304 1133 352">使用済燃料貯蔵設備本体</td> <td data-bbox="1133 304 1435 352">キャスク設計製造GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 352 1133 480">使用済燃料の受入れ施設, 計測制御系統施設, 電気設備</td> <td data-bbox="1133 352 1435 480">保全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 480 1133 568">使用済燃料貯蔵建屋, 事務建屋, 消防用設備</td> <td data-bbox="1133 480 1435 568">土木・建築GM, 防災安全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 568 1133 655">放射線管理施設</td> <td data-bbox="1133 568 1435 655">環境・放射線管理GM, 保全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 655 1133 695">通信連絡設備</td> <td data-bbox="1133 655 1435 695">総務GM</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	施設所管GM	使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造GM	使用済燃料の受入れ施設, 計測制御系統施設, 電気設備	保全GM	使用済燃料貯蔵建屋, 事務建屋, 消防用設備	土木・建築GM, 防災安全GM	放射線管理施設	環境・放射線管理GM, 保全GM	通信連絡設備	総務GM	<p>施設名称を、事業許可申請書に記載の施設名称に見直した。</p>
施設名称	施設所管GM																										
使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造GM																										
機械設備, 電気設備, 計測制御設備	保全GM																										
建物・構築物, 消防設備	土木・建築GM, 防災安全GM																										
放射線管理設備	環境・放射線管理GM, 保全GM																										
通信連絡設備	総務GM																										
施設名称	施設所管GM																										
使用済燃料貯蔵設備本体	キャスク設計製造GM																										
使用済燃料の受入れ施設, 計測制御系統施設, 電気設備	保全GM																										
使用済燃料貯蔵建屋, 事務建屋, 消防用設備	土木・建築GM, 防災安全GM																										
放射線管理施設	環境・放射線管理GM, 保全GM																										
通信連絡設備	総務GM																										

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
----	--------------	-----	-----

15

保安規定の段階的整備について（規定の段階的整備及び保安規定審査基準との比較）
表1 金属キャスクを搬入する前までに定めること

保安規定目次	設計及び 工事段階	金属キャスクを 搬入する前まで
第1章 <総則>		
第1条 目的	○	○
第2条 適用範囲	○	○
第3条 規定の遵守	○	○
第4条 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	○	○
第2章 <品質保証>		
第5条 品質マネジメントシステム計画	○	○
第3章 <保安管理体制>		
第6条 保安に関する組織	○	○
第7条 保安に関する職務	○	○
第8条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会 (使用済燃料取扱主任者の選任)	○	○
(使用済燃料取扱主任者の職務等)	-	○
第4章 <貯蔵管理>		
第1節 通用 (使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)	-	○
(監視点検)	-	○
(手順の作成)	-	○
第2節 金属キャスクの受入れ・ 貯蔵・払出し (貯蔵の計画)	-	○
(金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)	-	○
(受入れ金属キャスクの確認)	-	○
(金属キャスクの運搬)	-	○
(使用済燃料貯蔵設備の操作)	-	○
(使用済燃料の貯蔵)	-	○
(払出し金属キャスクの確認)	-	○
第5章 <放射性廃棄物管理>		
(放射性固体廃棄物の管理)	-	○
(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)	-	○
(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)	-	○
(放射性液体廃棄物の管理)	-	○
(順度の定義)	-	○

保安規定の段階的整備について（規定の段階的整備及び保安規定審査基準との比較）
表1 金属キャスクを搬入する前までに定めること

【凡例】◎：設置及び工事段階から規定 ○：金属キャスク搬入前までに規定 △：設置及び工事段階で一部規定

保安規定目次	金属キャスクを 搬入する前まで
第1章 <総則>	
第1条 目的	◎
第2条 基本方針	◎
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	◎
第2章 <品質保証>	
以下の条項番号は修正内容確定後、最終的に警告を回す。	
第5条 品質マネジメントシステム計画	◎
第3章 <保安管理体制>	
第6条 保安に関する組織	◎
第7条 保安に関する職務	◎
第8条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会	◎
第9条 使用済燃料取扱主任者の選任	◎
第10条 使用済燃料取扱主任者の職務等	◎
第4章 <貯蔵管理>	
第1節 通用 (使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保)	○
(監視点検)	○
(手順の作成)	○
第2節 金属キャスクの受入れ・貯 蔵・払出し (貯蔵の計画)	○
(金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項)	○
(受入れ金属キャスクの確認)	○
(金属キャスクの運搬)	○
(使用済燃料貯蔵設備の操作)	○
(使用済燃料の貯蔵)	○
(払出し金属キャスクの確認)	○
第5章 <放射性廃棄物管理>	
(放射性固体廃棄物の管理)	○
(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)	○
第10条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	◎
(放射性液体廃棄物の管理)	○
(順度の定義)	○

段階的に定める条文の表については凡例で建設段階で一部を定める条文、建設段階で定める条文、金属キャスク搬入前までに定める条文で識別(△、○、◎)。

16

図表を保安規定の最後にまとめて記載

最後にまとめて記載している図表を、対応する各条の後に移動する。

図表について対応する各条の後に移動し各条との対応関係が明確になるようにする。

番号 2020.7.28申請案 補正案 考え方

表 25-1 センター員への保安教育実施方針

保安教育の内容					対象者及び教育時間*2	
大分類	中分類 (貯蔵規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行う者含む)
入所時に実施する教育*1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
		使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	使用済燃料貯蔵施設のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の構造、性能及び操作に関する概要	◎ (0.5時間以上)		○ (0.5時間以上)	

保安教育の内容					対象者及び教育時間*2	
大分類	中分類 (貯蔵規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行う者含む)
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回/ 10年毎以上	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)
		設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の操作に関する概要		◎ (0.5時間以上)	×

*1:各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 *2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ◎:全員が教育の対象
 ○:業務に関連する者が教育の対象
 ×:教育の対象外
 ():合計の教育時間

表 25-1 センター員への保安教育実施方針

保安教育の内容					対象者及び教育時間*2	
大分類	中分類 (貯蔵規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行う者含む)*3
入所時に実施する教育*1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
		使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること	使用済燃料貯蔵施設のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の構造、性能及び操作に関する概要	◎ (0.5時間以上)		○ (0.5時間以上)	

保安教育の内容					対象者及び教育時間*2	
大分類	中分類 (貯蔵規則第37条の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	操作を行う者	操作を行う者以外の者 (管理を行う者含む)*3
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	使用済燃料貯蔵施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	1回/ 10年毎以上	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)
		設備概要、主要設備の機能	金属キャスク等主要機器の操作に関する概要		◎ (0.5時間以上)	×

*1:各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 *2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ◎:全員が教育の対象
 ○:業務に関連する者が教育の対象
 ×:教育の対象外
 ():合計の教育時間
 *3:管理を行う者とは、第12条(施設管理対象範囲の選定)(2)の表7-1にある施設を管理する者をいう。

記載の適正化
 管理の考え方について注釈を追記

17

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
18	<p>第11章 <u>使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項</u> (使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに定める事項)</p> <p>第27条 <u>使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに、表27-1に示す事項を定めて認可を受ける。また、この規定の条文についても、使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前までに、段階的に必要な変更を行い、認可を受ける。</u></p>	<p>第11章 <u>金属キャスクを搬入する前までに定める事項</u> (金属キャスクを搬入する前までに定める事項)</p> <p>第28条 <u>金属キャスクを搬入する前までに、表28-1に示す事項を定めて認可を受ける。また、この規定の条文についても、金属キャスクを搬入する前までに、段階的に必要な変更を行い、認可を受ける。</u></p> <p>附則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から社長が指定する日より施行する。</p>	
19	記載の適正化	誤記修正	誤記修正

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
1	<p>第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p>	<p>第2章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・1行改行
2	<p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、<u>リサイクル燃料備蓄センター長</u>を品質保証活動(内部監査を除く)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</p>	<p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、<u>センター長</u>を品質保証活動(内部監査を除く)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条で簡略化
3	<p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 <u>品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。</u> a. <u>使用済燃料貯蔵施設保安委員会</u> b. <u>技術情報検討絡会議</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
4	<p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、<u>あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p>	<p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、<u>年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化

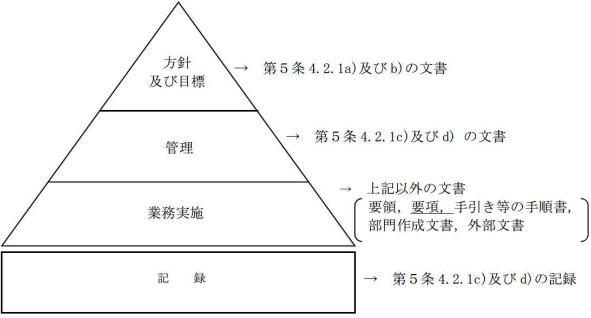
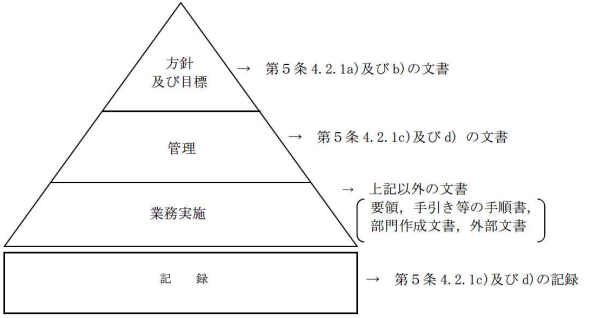
番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
5	<p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 a) b) c) 省略</p> <p>d) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査</u>（以下「<u>使用前事業者検査等</u>」という。）並びに<u>自主検査等の結果</u></p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 a) b) c) 省略</p> <p>d) <u>使用前事業者検査</u>、<u>定期事業者検査</u>[*]及び<u>使用前検査</u>（以下「<u>使用前事業者検査等</u>」という。）並びに<u>自主検査等の結果</u></p> <p><u>※建設段階においては、該当しない</u></p>	<p>・記載の適正化</p>
6	<p>7.3.6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「<u>設計開発妥当性確認</u>」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、<u>設定開発妥当性確認</u>を行うことを含む。）。</p>	<p>7.3.6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「<u>設計開発妥当性確認</u>」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、<u>設計開発妥当性確認</u>を行うことを含む。）。</p>	<p>・誤記訂正</p>
7	<p>第7章 施設管理 (施設管理に係る計画、実施、評価及び改善) 第9条 表7-1に示す使用済燃料貯蔵施設について、<u>使用済燃料貯蔵の事業の許可（変更許可）</u>を受けた設備に係る事項及び「<u>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則</u>」を含む要求事項の適合を維持し、<u>使用済燃料貯蔵施設の安全を確保</u>するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理に係る計画、実施、評価及び改善) 第10条 表7-1に示す使用済燃料貯蔵施設について、<u>使用済燃料貯蔵事業（変更）許可</u>を受けた設備に係る事項及び「<u>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則</u>」を含む要求事項の適合を維持し、<u>使用済燃料貯蔵施設の安全を確保</u>するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
8	<p>第7章 施設管理 (施設管理に係る個別業務計画の策定) 第11条 各部長は、各職位(この規定において「各職位」とは、第6条に示す組織におけるGM以上の者をいう。)に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理に係る個別業務計画の策定) 第12条 各部長は、各職位(この規定において「各職位」とは、第6条に示す組織におけるGM以上の者をいう。)に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。</p>	<p>・誤記訂正</p>
9	<p>第7章 施設管理 第12条 各部長は、使用済燃料貯蔵施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。 (1) 「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1)</p>	<p>第7章 施設管理 第12条 各部長は、使用済燃料貯蔵施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。 (1) 「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1)</p>	<p>・誤記訂正</p>
10	<p>第7章 施設管理 (施設管理の重要度の設定) 第13条 表7-1に示す施設を所管するGM(以下「施設所管GM」という。)は、施設管理対象範囲に対して、使用済燃料貯蔵施設の安全性を確保するため、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理の重要度の設定) 第14条 表7-1に示す施設を所管するGM(以下「施設所管GM」という。)は、施設管理対象範囲に対して、使用済燃料貯蔵施設の安全性を確保するため、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p>	<p>・誤記訂正</p>
11	<p>第7章 施設管理 (施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 2 各部長は、施設所管GMに、施設管理指標<u>ごと</u>に具体的な施設管理目標値を設定させる。</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 2 各部長は、施設所管GMに、施設管理指標<u>毎</u>に具体的な施設管理目標値を設定させる。</p>	<p>・誤記訂正</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
12	<p>第7章 施設管理 (施設管理に関する計画の策定) (2) 工事の計画 b) 施設所管GMは、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、<u>自主検査等及び使用前事業者検査</u>の計画を策定する。施設所管GMは、上記の<u>自主検査等及び使用前事業者検査</u>の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理に関する計画の策定) (2) 工事の計画 b) 施設所管GMは、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するまでに、<u>使用前事業者検査及び自主検査等</u>の計画を策定する。施設所管GMは、上記の<u>使用前事業者検査及び自主検査等</u>の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p>	<p>・記載の適正化</p>
13	<p>第7章 施設管理 (施設管理に関する計画の策定) (4) 特別な施設管理の実施計画 b) 施設所管GMは、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。 ① 点検の具体的な方法 ② 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 ③ 点検の実施時期</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理に関する計画の策定) (4) 特別な施設管理の実施計画 b) 施設所管GMは、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。 ① 点検の具体的な方法 ② 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 ③ 点検の実施時期</p>	<p>・記載の適正化</p>
14	<p>第7章 施設管理 (3) 合否判定をもって検証するための<u>自主検査等及び使用前事業者検査</u>の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	<p>第7章 施設管理 (3) 合否判定をもって検証するための<u>使用前事業者検査及び自主検査等</u>の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	<p>・記載の適正化</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
15	<p>第7章 施設管理 (施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し<u>うる</u>ことを確認・評価できない場合</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し<u>得る</u>ことを確認・評価できない場合</p>	<p>・記載の適正化</p>
16	<p>第7章 施設管理 (施設管理の有効性評価)</p> <p>2 各部長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、センター長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(3) <u>トラブル等</u>運転経験</p>	<p>第7章 施設管理 (施設管理の有効性評価)</p> <p>2 各部長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、センター長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(3) <u>トラブル等の</u>経験</p>	<p>・記載の適正化</p>
17	<p>第7章 施設管理 (構成管理)</p> <p>(1) 設計要件（第5条7.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、<u>及び</u>機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第5条7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統、<u>及び</u>機器をいう。）</p>	<p>第7章 施設管理 (構成管理)</p> <p>(1) 設計要件（第5条7.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統<u>及び</u>機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第5条7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統<u>及び</u>機器をいう。）</p>	<p>・誤記修正</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
18	<p>第7章 施設管理 (設計管理)</p> <p>第22条 施設所管GMは、使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合、第5条7.3の適用対象となる<u>設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u>に該当するかどうかを判断する。</p>	<p>第7章 施設管理 (設計管理)</p> <p>第22条 施設所管GMは、使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合、第5条7.3の適用対象となる<u>施設、設備及びソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u>に該当するかどうかを判断する。</p>	<p>・記載の適正化</p>
19	<p>第7章 施設管理 (設計管理)</p> <p>2 施設所管GMは、前項において第5条7.3の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。</p> <p>(2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p>	<p>第7章 施設管理 (設計管理)</p> <p>2 施設所管GMは、前項において第5条7.3の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。</p> <p>(2) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」の規定及び<u>使用済燃料貯蔵事業(変更)許可申請書</u>の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p>	<p>・記載の適正化</p>
20	<p>第7章 施設管理 (作業管理)</p> <p>(1) <u>他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u></p>	<p>第7章 施設管理 (作業管理)</p> <p>(1) <u>他の原子炉施設及び周辺環境への悪影響防止</u></p>	<p>・記載の適正化</p>
21	<p>第7章 施設管理 (使用前事業者検査の実施)</p> <p>※：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a_設工認に従って行われたものであること。 b_機能及び性能を確認するために十分な方法 c_その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>第7章 施設管理 (使用前事業者検査の実施)</p> <p>※：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a_設工認に従って行われたものであること。 b_機能及び性能を確認するために十分な方法 c_その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>・記載の適正化（半角スペース挿入）</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方
22	<p>第9章 保安教育 (センター員への保安教育)</p> <p>(1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画を表25-1の実施方針に基づいて作成し、センター長の承認を得る。</p> <p>(2) 総務GMは、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第8第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p>	<p>第9章 保安教育 (センター員への保安教育)</p> <p>(1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画を表25-1の実施方針に基づいて作成し、取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</p> <p>(2) 総務GMは、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第8条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p>	<p>(1) 使用済燃料取扱主任者の選任の追加による追記</p> <p>(2) 記載の誤り修正</p>
23	 <p>図5-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	 <p>図5-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>・ 誤記訂正</p>

番号	2020.7.28申請案	補正案	考え方																																																																																																																																																
24	<p>表27-1 保安規定に段階的に定める事項（2／3）</p> <table border="1" data-bbox="174 276 734 951"> <thead> <tr> <th colspan="4">第7章 <施設管理></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第9条</td><td>施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第10条</td><td>施設管理方針及び施設管理目標</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第11条</td><td>施設管理に係る個別業務計画の策定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第12条</td><td>施設管理対象範囲の選定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第13条</td><td>施設管理の重要度の設定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第14条</td><td>施設管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第15条</td><td>施設管理に関する計画の策定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第16条</td><td>施設管理の実施</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第17条</td><td>施設管理の結果の確認・評価</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第18条</td><td>施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第19条</td><td>施設管理活動の有効性評価</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第20条</td><td>構成管理</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第21条</td><td>情報共有</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第22条</td><td>設計管理</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第23条</td><td>作業管理</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第24条</td><td>使用前事業者検査の実施 (定期事業者検査の実施)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	第7章 <施設管理>				第9条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○	第10条	施設管理方針及び施設管理目標	○	○	第11条	施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○	第12条	施設管理対象範囲の選定	○	○	第13条	施設管理の重要度の設定	○	○	第14条	施設管理目標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○	第15条	施設管理に関する計画の策定	○	○	第16条	施設管理の実施	○	○	第17条	施設管理の結果の確認・評価	○	○	第18条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○	第19条	施設管理活動の有効性評価	○	○	第20条	構成管理	○	○	第21条	情報共有	○	○	第22条	設計管理	○	○	第23条	作業管理	○	○	第24条	使用前事業者検査の実施 (定期事業者検査の実施)	○	○		(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	—	○	<p>表27-1 保安規定に段階的に定める事項（2／3）</p> <table border="1" data-bbox="862 292 1422 954"> <thead> <tr> <th colspan="4">第7章 <施設管理></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第9条</td><td>施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第10条</td><td>施設管理方針及び施設管理目標</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第11条</td><td>施設管理に係る個別業務計画の策定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第12条</td><td>施設管理対象範囲の選定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第13条</td><td>施設管理の重要度の設定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第14条</td><td>施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第15条</td><td>施設管理に関する計画の策定</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第16条</td><td>施設管理の実施</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第17条</td><td>施設管理の結果の確認・評価</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第18条</td><td>施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第19条</td><td>施設管理活動の有効性評価</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第20条</td><td>構成管理</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第21条</td><td>情報共有</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第22条</td><td>設計管理</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第23条</td><td>作業管理</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>第24条</td><td>使用前事業者検査の実施 (定期事業者検査の実施)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td></td><td>(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	第7章 <施設管理>				第9条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○	第10条	施設管理方針及び施設管理目標	○	○	第11条	施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○	第12条	施設管理対象範囲の選定	○	○	第13条	施設管理の重要度の設定	○	○	第14条	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○	第15条	施設管理に関する計画の策定	○	○	第16条	施設管理の実施	○	○	第17条	施設管理の結果の確認・評価	○	○	第18条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○	第19条	施設管理活動の有効性評価	○	○	第20条	構成管理	○	○	第21条	情報共有	○	○	第22条	設計管理	○	○	第23条	作業管理	○	○	第24条	使用前事業者検査の実施 (定期事業者検査の実施)	○	○		(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	—	○	<p>・誤記訂正</p>
第7章 <施設管理>																																																																																																																																																			
第9条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○																																																																																																																																																
第10条	施設管理方針及び施設管理目標	○	○																																																																																																																																																
第11条	施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○																																																																																																																																																
第12条	施設管理対象範囲の選定	○	○																																																																																																																																																
第13条	施設管理の重要度の設定	○	○																																																																																																																																																
第14条	施設管理目標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○																																																																																																																																																
第15条	施設管理に関する計画の策定	○	○																																																																																																																																																
第16条	施設管理の実施	○	○																																																																																																																																																
第17条	施設管理の結果の確認・評価	○	○																																																																																																																																																
第18条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○																																																																																																																																																
第19条	施設管理活動の有効性評価	○	○																																																																																																																																																
第20条	構成管理	○	○																																																																																																																																																
第21条	情報共有	○	○																																																																																																																																																
第22条	設計管理	○	○																																																																																																																																																
第23条	作業管理	○	○																																																																																																																																																
第24条	使用前事業者検査の実施 (定期事業者検査の実施)	○	○																																																																																																																																																
	(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	—	○																																																																																																																																																
第7章 <施設管理>																																																																																																																																																			
第9条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○																																																																																																																																																
第10条	施設管理方針及び施設管理目標	○	○																																																																																																																																																
第11条	施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○																																																																																																																																																
第12条	施設管理対象範囲の選定	○	○																																																																																																																																																
第13条	施設管理の重要度の設定	○	○																																																																																																																																																
第14条	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○																																																																																																																																																
第15条	施設管理に関する計画の策定	○	○																																																																																																																																																
第16条	施設管理の実施	○	○																																																																																																																																																
第17条	施設管理の結果の確認・評価	○	○																																																																																																																																																
第18条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○																																																																																																																																																
第19条	施設管理活動の有効性評価	○	○																																																																																																																																																
第20条	構成管理	○	○																																																																																																																																																
第21条	情報共有	○	○																																																																																																																																																
第22条	設計管理	○	○																																																																																																																																																
第23条	作業管理	○	○																																																																																																																																																
第24条	使用前事業者検査の実施 (定期事業者検査の実施)	○	○																																																																																																																																																
	(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)	—	○																																																																																																																																																

品管規則解釈部の保安規定本文（品質マネジメントシステム計画）への記載について

記載要否の考え方

- ◆品管規則解釈部において「・・・という」としている箇所は、取り入れるべきかどうかの判断をし、必要なものを保安規定本文に記載している。
- ◆「・・・を含む」は、要求事項と踏まえ、保安規定本文に記載している。

(1) 「・・・という」としている箇所で、保安規定本文に記載しているもの

・ 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。
- a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
 - c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
 - d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
 - e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
 - f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

【理由】

- ・健全な安全文化の育成及び維持において、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、目指すべき状態を具体的に示しており、今後、このような安全文化の特性を詳細に学んでいく我々にとって保安規定にわかりやすく記載しておくべきものと判断した。

・ 4.2.3 文書の管理

- (2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。
- b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認「a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。」すること。

【理由】

- ・「b) 文書の改訂時」においても、「a) 文書の発行時」と同様に妥当性確認（特定の意図された用途や適用に関する要求事項が満たされていることの確認）を行う必要があるとのことは重要なポイントであり、保安規定に記載しておくべきものと判断した。

・ 5.5.1 責任及び権限

社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、部門及び要員の責任（担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できるようにする。

【理由】

- ・「部門、組織間の相互関係」で関連する 4.1 (4) b) *では「組織内のプロセス間の相互関係を含む」ことを規定しており（解釈部分採用）、建設段階の主たる業務である「設計」－「工事」を始めとする各プロセス間の連携、これが停滞、断続なく遂行できることは我々にとって重要なことと踏まえ、保安規定に記載しておくべきものと判断した。

※4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。

b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図5-1に明確に示す。

(2) 「・・・を含む」ではあるが、保安規定本文に記載しないもの

・ 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。

c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。

【理由】

- ・原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標には、「原子力施設安全」と「放射線安全」に係る監視領域があり、RFSは、そのうち、「放射線安全（公衆と従業員に対する放射線安全）の監視領域」が対象。よって、建設段階では、不要。

（・なお、6.1 資源の確保 c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）では建設段階のため、「放射線量」は、除いている。）

⇒上記理由により、8月3日の審査会合において、現在記載してしている「安全実績指標」を

削除したい旨の発言をしたが、その後、NRA 殿から規則に規定している文言を削除することはできない旨のご連絡をいただき、本件は現状の記載のままとする。

6.1c) の作業環境に関しては、「放射線量」を記載する。

ただし、保安規定には、「※建設段階においては不要」と補足する。

(3) 弊社のみ採用する解釈（東電東通、原燃 MOX に対して）

・弊社は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設に該当することから、

8.2.2 内部監査（1）において、

内部監査員の対象に関与していない要員に実施させることができることを保安規定に記載している。ただし、独立監査部門を設置しているので、引き続きその体制を維持していく。

8.2.4 機器等の検査等（5）において、

組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修，取替え，改造等）又は点検に関与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により，使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する旨、保安規定に記載している。

なお、上記「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、解釈において、「使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう」とあり、本件は検査の独立性の観点から必要な事項であるため、記載を追記する。

以上

品管規則解釈部の保安規定本文（品質マネジメントシステム計画）への記載要否判断

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
1.		・赤字箇所：要の際、ポイントなる箇所	記載要否の考え方 ◆「品管規則解釈部において「・・・という」としている箇所は、取り入れるべきかどうかの判断をし、必要なものを保安規定本文に記載する。単に規則の内容の解説となっている事項は取り入れ不要とする ◆「・・・を含む」は、規則に追加している要求事項であるため、これについては、保安規定本文に記載する。	青塗：規則と同じ記載箇所
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 (目的)		1. 目的
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	—	本品質マネジメントシステム計画は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が、センターの安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づき、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。
4.	(適用範囲)			2. 適用範囲
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。			本品質マネジメントシステム計画は、センターの保安活動に適用する。
6.	(定義)			3. 定義
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	—	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則の定義に従う。
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。			
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。			
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。			
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。	—	
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。			
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。			
17.				(1) 使用済燃料貯蔵施設 原子炉等炉規制法第43条の4第2項第2号に規定する使用済燃料貯蔵施設をいう。
18.				
19.				
20.				(2) リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議 使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、東京電力ホールディングス(株)と日本原子力発電(株)との間で情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のことをいう(以下、本条及び第21条において同じ。)
21.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム		4. 品質マネジメントシステム
22.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)		4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
23.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。	否	(1) 第6条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。
		2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	否	
24.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	否	(2) 組織は、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項」に基づき、使用済燃料貯蔵施設のグレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。
25.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度			a) 使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
26.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	否	b) 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
27.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	否	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
28.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記しなければならない。			(3) 組織は、使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を「7.2.1個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき品質規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。
29.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。			(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
30.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。			a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。
31.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「プロセスの順序及び相互の関係」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「プロセスの順序及び相互の関係」にも同じく含める必要があるため）	b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図5-1に明確に示す。
32.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	否（∵原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標には、「原子力施設安全」と「放射線安全の監視領域」があり、RFSは、そのうち、「放射線安全（従業員に対する放射線安全、公衆に対する放射線安全）の監視領域」が対象。よって、建設段階では、不要）	c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
33.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)			d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。
34.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。			e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
35.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「実効性を維持するための措置」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「実効性を維持するための措置」にも同じく含める必要があるため）	f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。
36.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。			g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
37.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」にも同じく含める必要があるため）	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
38.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	10第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、 技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 	要（∵規則の要求事項に規定している「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」ことの具体的な目指す内容を明示しており、今後、このような安全文化の特性を詳細に学んでいく我々にとって保安規定にわかりやすく明記しておくべきものと判断）	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b) 風通しの良い組織文化が形成されている。 c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
39.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。			(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。
40.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。			(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
41.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)		4.2 品質マネジメントシステムの文書化
42.				4.2.1 一般
43.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。			組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 また、これらの文書体系を図5-2に示す。なお、記録は適正に作成する。
44.	一 品質方針及び品質目標			a) 品質方針及び品質目標
45.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)			b) 品質マニュアル ① 本品質マネジメントシステム計画 ② 原子力品質保証規程
46.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書			c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表5-1に示す文書
47.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)			d) 品管規則が要求する「表5-2に示す文書(手順書)、指示書、図面等」(以下「手順書等」という。)
48.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)		4.2.2 品質マニュアル
49.				
50.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。			組織は、品質マニュアルである「原子力品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。
51.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項			a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
52.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項			b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
53.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲			c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
54.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報			d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
55.	五プロセスの相互の関係			e) プロセスの相互の関係

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
56.	(文書の管理)	(文書の管理)		4.2.3 文書の管理
57.	第七条原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	要（：規則の要求事項に規定している「品質マネジメント文書を管理しなければならない」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」にも同じく含める必要があるため）	(1) 組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を含め、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき管理する。 a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
58.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	要（：規則の要求事項に規定している「適切な品質マネジメント文書を利用できる」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」にも同じく含める必要があるため）	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。
59.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。			a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
60.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	要（：「～という」となっているが、文書の改訂においても、発行時と同様に妥当性確認（特定の意図された用途や適用に関する要求事項）を行う必要があるとのことは重要なポイントであり、保安規定に明記しておくべきものと判断）	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認（a）と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。」すること。
61.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	否	c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。
62.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。			d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
63.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。			e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
64.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。			f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
65.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。			g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
66.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。			h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。
67.	(記録の管理)	(記録の管理)		4.2.4 記録の管理
68.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。			(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
69.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。			(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。
70.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任		5. 経営責任者等の責任
71.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)		5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ
72.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。			社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。
73.	一 品質方針を定めること。			a) 品質方針を定めること。
74.	二 品質目標が定められているようにすること。			b) 品質目標が定められているようにすること。
75.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	否（：規則の要求事項に含まれる内容が明示されているため）	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。
76.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。			d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
77.	五 資源が利用できる体制を確保すること。			e) 資源が利用できる体制を確保すること。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
78.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。			f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
79.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。			g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
80.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。			h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
81.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)		5.2 原子力の安全の確保の重視
82.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第十条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	否（：例示であるため）	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
83.	(品質方針)	(品質方針)		5.3 品質方針
84.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	要（：規則の要求事項に規定している「品質方針」に含まれる事項が明示されており、当社の品質方針にも含むことが必要のため）	社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。
85.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	要（：規則の要求事項に規定している「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」に含まれる事項が明示されており、当社においても組織運営に関する方針と品質方針は、整合していることが必要のため）	a) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）
86.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。			b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
87.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。			c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
88.	四 要員に周知され、理解されていること。			d) 要員に周知され、理解されていること。
89.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。			e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。
90.				
91.				5.4 計画
92.	(品質目標)	(品質目標)		5.4.1 品質目標
93.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	要（：規則の要求事項に規定している「品質目標が定められている」に含まれる事項が明示されており、当社の品質目標を達成するための計画にも含むことが必要のため）	(1) 社長は、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。 これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法
94.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	否	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。
95.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)		5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
96.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。			(1) 社長は、品質マネジメントシステムが、4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。
97.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。	要（：規則の要求事項に規定している「品質マネジメントシステムの変更」に含まれる事項が明示されており、当社の品質マネジメントシステムの変更にはプロセス及び組織の変更にも含むことが必要のため）	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
98.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	要(∵規則の要求事項に規定している「起こり得る結果」に含まれる事項が明示されており、当社の品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果に、明示されている2点を含むことが必要なため)	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(組織の活動として実施する、当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
99.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持			b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
100.	三 資源の利用可能性			c) 資源の利用可能性
101.	四 責任及び権限の割当て			d) 責任及び権限の割当て
102.				
103.				5.5 責任、権限及びコミュニケーション
104.	(責任及び権限)	(責任及び権限)		5.5.1 責任及び権限
105.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	1 第十四条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第十四条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	要(∵規則の要求事項に規定している「部門及び要員の責任」に含まれる事項が明示されており、当社責任及び権限に対しても組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む必要があるため) 要(∵第4条第4項第2号に関連するものとし、保安規定の本文に記載することとした)	社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、部門及び要員の責任(担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できるようにする。
106.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)		5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者
107.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。			(1) 社長は、リサイクル燃料備蓄センター長を品質保証活動(内部監査を除く)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。 (2) 社長は、品質監査部長を内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。
108.				(3) 社長は、品質マネジメントシステム管理者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。
109.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。			a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
110.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。			b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
111.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。			c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
112.	四 関係法令を遵守すること。			d) 関係法令を遵守すること。
113.				
114.				
115.				
116.				
117.				
118.	(管理者)	(管理者)		5.5.3 管理者
119.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	要(∵管理者に代わる責任者の業務と責任権限を文書で定める必要があることが規定されているため、保安規定本文に記載している)	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。
120.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。			a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
121.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。			b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
122.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。			c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと(5.4.1及び8.2.3参照)。
123.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。			d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
124.	五 関係法令を遵守すること。			e) 関係法令を遵守すること。
125.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原			(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。			子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
126.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。			a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
127.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。			b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
128.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。			c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
129.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に使用済燃料貯蔵施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
130.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。			e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
131.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「自己評価」に含まれる事項が明示されており、当社自己評価の際に考慮することが必要なため）	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。
		3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう（第18条において同じ。）。	否	
132.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)		5.5.4 組織の内部の情報の伝達
133.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	否	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。	否	
134.				5.6 マネジメントレビュー
135.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)		5.6.1 一般
136.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。			(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。
137.				5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報
138.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。
139.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。			
140.	一 内部監査の結果			a) 内部監査の結果
141.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	要（∵規則の要求事項に規定している「組織の外部の者の意見」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューに用いる情報として明確になるため）	b) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）
142.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格 Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	否	c) プロセスの運用状況
143.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への	否	d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)		前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果
144.	五 品質目標の達成状況			e) 品質目標の達成状況
145.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「健全な安全文化の育成及び維持の状況」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューに用いる情報として明確になるため)	f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)
146.	七 関係法令の遵守状況			g) 関係法令の遵守状況
147.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューに用いる情報として明確になるため)	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
148.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置			i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
149.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更			j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
150.	十一 部門又は要員からの改善のための提案			k) 部門又は要員からの改善のための提案
151.	十二 資源の妥当性			l) 資源の妥当性
152.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	要(∵規則の要求事項に規定している「保安活動の改善のために講じた措置」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューに用いる情報として明確になるため)	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性
153.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)		5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置
154.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。			(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
155.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	否	a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
156.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善			b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
157.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源			c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
158.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューの結果を受けて行う措置として必要なため)	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)
159.	五 関係法令の遵守に関する改善			e) 関係法令の遵守に関する改善
160.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。			(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4 参照)。
161.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。			(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。
162.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理		6. 資源の管理
163.	(資源の確保)	(資源の確保)		6.1 資源の確保
164.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	否	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。
165.	一 要員			a) 要員
166.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。	否	b) 個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系
167.	三 作業環境	3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射	要(∵規則の要求事項に規定している「作業環境」に含	c) 作業環境(作業場所の温度、照度、狭小の程度等の

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
		線量, 温度, 照度, 狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	まれる事項が明示されており、当社資源の確保として必要なため) (建設段階のため、放射線量は、除いている)	作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)
168.	四 その他必要な資源			d) その他必要な資源
169.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)		6.2 要員の力量の確保及び教育訓練
170.				
171.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「力量」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「力量」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。
172.				
173.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。			(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練マニュアル」に従って行う。
174.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。			a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
175.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「その他の措置」に含まれる事項が明示されており、当社で規定する「その他の措置」にも同じく含める必要があるため)	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。
176.	三 前号の措置の実効性を評価すること。			c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
177.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。			d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
178.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献			① 品質目標の達成に向けた自らの貢献
179.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献			② 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
180.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性			③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
181.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。			e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること(4.2.4参照)。
182.				
183.				
184.				
185.		(解釈 21 条 3 項再掲) 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量, 温度, 照度, 狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。		
186.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施		7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施
187.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)		7.1 個別業務に必要なプロセスの計画
188.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「計画を策定する」に含まれる事項が明示されており、個別業務に必要なプロセスの計画の策定においても必要なため)	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する「4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。」とともに、そのプロセスを確立する。
189.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「個別業務等要求事項との整合性」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「個別業務等要求事項との整合性」にも同じく含める必要があるため)	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
190.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」にも同じく含める必要があるため)	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
191.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果			a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
192.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項			b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
193.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジ			c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジ

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	メント文書及び資源			メント文書及び資源
194.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)			d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)
195.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録			e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(4.2.4参照)
196.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。			(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。
197.				7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス
198.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)		7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項
199.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。			組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。
200.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項			a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
201.	二 関係法令			b) 関係法令
202.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項			c) a) 及び b) に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項
203.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)		7.2.2 個別業務等要求事項の審査
204.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。			(1) 組織は、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
205.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。			(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
206.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。			a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
207.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。			b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
208.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。			c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
209.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
210.				
211.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。			(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。
212.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)		7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等
213.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」にも同じく含める必要があるため)	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を「外部コミュニケーションマニュアル」、「広聴マニュアル」、「広報マニュアル」及び「行政・報道対応マニュアル」に明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。
214.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
215.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
216.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
217.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
218.				7.3 設計開発
219.				組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、「設計管理マニュアル」に基づき、設計開発の管理を実施する。
220.	(設計開発計画)	(設計開発計画)		7.3.1 設計開発計画

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
221.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「設計開発」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「設計開発」にも同じく含める必要があるため) 要(∵規則の要求事項に規定している「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、設計開発(専ら使用済燃料貯蔵施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動「4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。」を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。 この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。
222.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。			(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
223.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度			a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
224.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制			b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
225.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限			c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
226.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源			d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
227.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。			(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
228.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。			(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
229.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)		7.3.2 設計開発に用いる情報
230.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
231.	一 機能及び性能に係る要求事項			a) 機能及び性能に関する要求事項
232.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの			b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
233.	三 関係法令			c) 関係法令
234.	四 その他設計開発に必要な要求事項			d) その他設計開発に必要な要求事項
235.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。			(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
236.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)		7.3.3 設計開発の結果に係る情報
237.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	否	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
238.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。			(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
239.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。			(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
240.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するもの			a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するもの

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	であること。			であること。
241.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。			b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
242.	三 合否判定基準を含むものであること。			c) 合否判定基準を含むものであること。
243.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。			d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。
244.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)		7.3.4 設計開発レビュー
245.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。			(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。
246.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。			a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
247.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。			b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
248.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。			(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
249.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
250.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)		7.3.5 設計開発の検証
251.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。
252.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
253.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。			(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。
254.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)		7.3.6 設計開発の妥当性確認
255.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「当該設計開発の妥当性確認を実施しなければならない」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「当該設計開発の妥当性確認を実施しなければならない」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。
256.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。			(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
257.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
258.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)		7.3.7 設計開発の変更の管理
259.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
260.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。			(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
261.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発			(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。			の変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価(当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
262.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
263.				7.4 調達
264.				組織は、「調達管理マニュアル」及び「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。
265.	(調達プロセス)	(調達プロセス)		7.4.1 調達プロセス
266.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。			(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。
267.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」にも同じく含める必要があるため)	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。
		2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	否	
		3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	否	
268.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。			(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
269.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。			(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
270.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
271.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。			(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(使用済燃料貯蔵施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。
272.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)		7.4.2 調達物品等要求事項

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
273.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。			(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
274.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項			a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
275.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項			b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
276.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項			c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
277.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「不適合の報告」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「不適合の報告」にも同じく含める必要があるため）	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項
278.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項			e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
279.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項			f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
280.	七 その他調達物品等に必要な要求事項			g) その他調達物品等に必要な要求事項
281.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	否	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
282.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。			(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
283.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。			(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
284.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)		7.4.3 調達物品等の検証
285.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。			(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
286.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。			(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
287.				7.5 個別業務の管理
288.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)		7.5.1 個別業務の管理
289.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。			組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。
290.	一原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	要（∵規則の要求事項に規定している「原子力施設の保安のために必要な情報」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」にも同じく含める必要があるため）	a) 使用済燃料貯蔵施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にあること。 ① 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ② 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果
291.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。			b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
292.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。			c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
293.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。			d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
294.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。			e) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
295.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。			f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
296.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)		7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
297.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。			(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
298.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。			(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
299.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
300.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。			(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
301.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準			a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
302.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法			b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
303.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「妥当性確認」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「妥当性確認」にも同じく含める必要があるため)	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。)の方法
304.	(識別管理)	(識別管理)		7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保
305.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	否	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
306.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)		(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する(4.2.4参照)。
307.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)		7.5.4 組織の外部の者の物品
308.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	否	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
309.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)		7.5.5 調達物品の管理

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
310.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示, 取扱い, 包装, 保管及び保護を含む。)しなければならない。			組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示, 取扱い, 包装, 保管及び保護を含む。)する。
311.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)		7.6 監視測定のための設備の管理
312.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。			(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
313.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。			(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
314.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。			(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、「検査マニュアル」に基づき、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
315.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	否	a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること(4.2.4参照)。
316.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。			b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
317.	三 所要の調整がなされていること。			c) 所要の調整がなされていること。
318.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。			d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
319.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。			e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
320.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。			(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する(4.2.4参照)。
321.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。			(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
322.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。			(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
323.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。			(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。
324.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善		8. 評価及び改善
325.	(監視測定, 分析, 評価及び改善)	(監視測定, 分析, 評価及び改善)		8.1 監視測定, 分析, 評価及び改善
326.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が 当該改善の必要性, 方針, 方法等について検討するプロセス を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセス」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセス」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性, 方針, 方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。
327.				
328.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	否	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。
329.				8.2 監視及び測定

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
330.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)		8.2.1 組織の外部の者の意見
331.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	否	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
332.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。			(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーションマニュアル」及び「広聴マニュアル」に定める。
333.	(内部監査)	(内部監査)		8.2.2 内部監査
334.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	要（∵当社は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設に該当することから、内部監査員の対象に関与していない要員に実施させることができることを保安規定に記載している）	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。
335.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項			a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
336.	二 実効性のある実施及び実効性の維持			b) 実効性のある実施及び実効性の維持
337.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。			(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
338.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。			(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
339.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。			(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
340.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。			(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
341.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を 経営責任者に直接報告する権限 を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「権限」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「権限」にも同じく含める必要があるため）	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部監査に係る要求事項を、「原子力品質監査マニュアル」に定める(4.2.4参照)。
342.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。			(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
343.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。			(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる(8.5.2参照)。
344.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)		8.2.3 プロセスの監視測定

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
345.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、 機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報 を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・ 監視測定の実施時期 ・ 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	要（∵規則の要求事項に規定している「監視測定」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「監視測定」にも同じく含める必要があるため） 要（∵規則の要求事項に規定している「監視測定」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「監視測定」にも同じく含める必要があるため）	(1) 組織は、プロセスの 監視測定 （対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、 これを行う。 監視測定の方法には、次の事項を含む。 a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期
346.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。			(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、 保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
347.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。			(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを 実証する。
348.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。			(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、 保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
349.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。			(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。
350.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)		8.2.4 機器等の検査等
351.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。			(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、「 検査マニュアル 」に基づき、 使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
352.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、 検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録 を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」にも同じく含める必要があるため）	(2) 組織は、 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 （必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。） を作成し、これを管理する （4.2.4参照）。
353.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる 記録を作成し、これを管理する （4.2.4参照）。
354.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。			(4) 組織は、個別業務計画に基づく 使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画（7.1参照）に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。
355.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。	要（∵当社は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設に該当することから、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができることを保安規定に記載している)	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、 使用前事業者検査等の独立性 （使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員による 使用前事業者検査等の実施 ）により、 使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと （使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること） をいう。）を確保する。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
		3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。	否	
		4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	要（：「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること、と要員に対する要件であり、検査の独立性の観点から必要な事項であるため）	
356.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。			(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。
357.	(不適合の管理)	(不適合の管理)		8.3 不適合の管理
358.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	否	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。
359.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	要（：規則の要求事項に規定している「不適合の処理に係る管理」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「不適合の処理に係る管理」にも同じく含める必要があるため）	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合等管理マニュアル」に定める。
360.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。			(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
361.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。			a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
362.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。			b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
363.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。			c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
364.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。			d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
365.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
366.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。			(5) 組織は、(3)a) の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
367.				(6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、公開基準に従い不適合の内容を自ら管理するウェブサイトへ登録することにより、情報の公開を行う。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
368.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)		8.4 データの分析及び評価
369.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「品質マネジメントシステムの実効性の改善」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。
370.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。			(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
371.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見			a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見(8.2.1参照)
372.	二 個別業務等要求事項への適合性			b) 個別業務等要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)
373.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	否	c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(8.2.3及び8.2.4参照)
374.	四 調達物品等の供給者の供給能力			d) 調達物品等の供給者の供給能力(7.4参照)
375.				8.5 改善
376.	(継続的な改善)	(継続的な改善)		8.5.1 継続的な改善
377.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	否	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。
378.	(是正処置等)	(是正処置等)		8.5.2 是正処置等
379.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。			(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、「不適合等管理マニュアル」に基づき、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
380.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。			a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。
381.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮	要(∵規則の要求事項に規定している「不適合その他の事象の分析」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「不適合その他の事象の分析」にも同じく含める必要があるため)	① 不適合及びその他の事象の分析(情報の収集及び整理、並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)
		2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「原因の明確化」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「原因の明確化」にも同じく含める必要があるため)	
382.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化			② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
383.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。			b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。
384.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。			c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。
385.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。			d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
386.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。			e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。
387.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の 事象が繰り返し発生 することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」にも同じく含める必要があるため）	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「不適合等管理マニュアル」に定め、実施する。
388.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。			g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。
389.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。			(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。
390.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	否	(3) 組織は、「不適合等管理マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。
391.	(未然防止処置)	(未然防止処置)		8.5.3 未然防止処置
392.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「自らの組織で起こり得る不適合」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「自らの組織で起こり得る不適合」にも同じく含める必要があるため）	(1) 組織は、 原子力施設その他の施設の運転経験等の知見 （リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議で取り扱う技術情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る 不適合 （原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析した結果、特定した問題を含む。）の 重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
393.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。			a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。
394.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。			b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。
395.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。			c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。
396.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。			d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。
397.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。			e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。
398.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。			(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。
399.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第七章 使用者に関する特例 (令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)		
400.	第五十四条 使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。		

記録について

◇貯蔵規則により要求されている記録は添付－1 のとおりであり、このうち赤枠で囲んだ記録が今回申請に係る範囲の記録

◇保安規定への記録の記載は、見易さ、使い易さの観点から添付－2 のとおりとしたい
つまり

①貯蔵規則の条の順による記載

(6条の3→27条の順、最後に原子炉等規制法附則に基づく記録)

②今回申請に係る記録のみを記載

貯蔵規則

〈6条の3〉

- ・使用前事業者検査の記録

〈27条〉

- ・施設管理に係る記録
- ・保安教育の記録
- ・品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステム計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録

原子炉等規制法附則

〈7条〉

- ・使用前検査に関する記録

以上

貯蔵規則第 6 条の 3 及び貯蔵規則第 14 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	備考
貯蔵規則第 6 条の 3 に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間	表 26- 1
貯蔵規則第 14 条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの間	

貯蔵規則 27 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	備考
1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理（第 31 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	表 26-2
ロ 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	表 26-2
ハ 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針，施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針，施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	表 26-2
2. 操作記録（法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。） イ 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	受入れの都度	払出しまでの期間	
ロ 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	配置又は配置替えの都度	次の配置又は配置替えのときまでの期間	
ハ 使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して。ただし，貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあっては受入れの都度及び連続してとする。	払出しまでの期間	
ニ 使用済燃料を封入した容器（溶接により密封する構造の容器を除く。）の蓋部の密封監視のための蓋間圧力	連続して	払出しまでの期間	
ホ 使用済燃料貯蔵施設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れから払出しまでの期間	払出しの都度	10 年間	
ヘ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力	連続して	1 年間	
ト 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1 年間	

<p>チ 保安規定に定める使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</p>	<p>操作の開始及び交代の都度</p>	<p>1年間</p>	
<p>リ 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあっては次の記録</p> <p>(1) 使用済燃料を封入した容器の記録</p> <p>(i) 外観</p> <p>(ii) 漏えい率</p> <p>(iii) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力</p> <p>(iv) 表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率</p> <p>(v) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観</p> <p>(vi) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観</p> <p>(vii) 重量</p> <p>(viii) 表面の放射性物質の密度</p> <p>(2) 使用済燃料の記録</p> <p>(i) 外観</p> <p>(ii) 燃焼度</p> <p>(iii) 取出しから容器への封入までの期間</p> <p>(iv) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置</p>	<p>受入れの都度</p>	<p>払出しまでの期間</p>	
<p>3. 放射線管理記録</p> <p>イ 使用済燃料貯蔵設備本体（法第43条の27第2項の認可を受けた場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>毎日貯蔵中1回。ただし、法第43条の27第2項の認可を受けた場合にあつては毎週1回とする。</p>	<p>10年間</p>	
<p>ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</p>	<p>1日の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回</p>	<p>10年間</p>	
<p>ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>	<p>毎週1回</p>	<p>10年間</p>	

<p>ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用済燃料貯蔵事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p>	<p>1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	
<p>ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（上欄に掲げる当該1年間以降に限る。）</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	
<p>ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p>	<p>その都度</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	
<p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	<p>その者が当該業務に就く時</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	

チ 事業所の外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	
リ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日，場所及び方法	廃棄の都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器に固型化した場合には，その方法	封入又は固型化の都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には，その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間	
4. 使用済燃料貯蔵施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ハ 事故の原因	その都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ニ 事故後の処置	その都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	10年間	
ロ 降雨量	連続して	10年間	

ハ 大気温度	連続して	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	
6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	5 年間	表 26-3
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	5 年間	表 26-3
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	5 年間	表 26-3
7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間	表 26-4
8. 第 35 条の 2 第 1 項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	
9. 第 36 条に規定する防護措置の記録 イ 見張人による巡視の状況及びその担当者の氏名	毎日 1 回	1 年間	
ロ 第 36 条第 2 項第 1 号に規定する防護区域、同項第 2 号に規定する周辺防護区域又は同項第 3 号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第 5 号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	発行の都度	5 年間	
ハ 第 36 条第 2 項第 1 号に規定する防護区域、同項第 2 号に規定する周辺防護区域又は同項第 3 号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	点検の都度又は毎日 1 回	1 年間	
ニ 出入口及び特定核燃料物質の常時監視の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	1 年間	
ホ 特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名	点検の都度	1 年間	
ヘ 防護のために必要な設備及び装置の点検並びに保守の状況並びにその担当者の氏名	点検又は保守の都度	1 年間	
ト 防護のために必要な教育及び訓練の実施状況	教育又は訓練の実施の都度	5 年間	
チ 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況	指定の都度	全ての特定核燃料物質の取扱いを終了するまでの期間	
リ 防護措置の評価及び改善の実施状況	評価又は改善の都度	5 年間	

10. 廃止措置に係る工事の方法，時期及び対象となる使用済燃料貯蔵施設の設備の名称	法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	
11. 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第 61 条の 2 第 1 項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録 イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録 (1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は，その結果	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は，その計算条件及び結果	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	選択の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録 (1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(2) 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	
ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	

原子炉等規制法 附則 第7条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	備考
使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する 令和2年4月1日 以降の最初の使用 前確認までの期間	表 26-5

表 26-1 使用前事業者検査の記録（貯蔵規則第 6 条の 3 に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間

表 26-2 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に係る記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
ハ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

表 26-3 保安教育の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	5 年間
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	5 年間
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	5 年間

表 26-4 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画，実施，評価及び改善状況の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録） (1 / 2)

記録事項	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書		
第 5 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年
(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年
(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年
(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年
(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年
(10) 設計開発の変更の審査，検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年

表 26-4 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画，実施，評価及び改善状況の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録） (2 / 2)

記録事項	記録すべき場合	保存期間
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年
(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年
(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録	作成の都度	5 年
(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5 年
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における，従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年
(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年
(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ，検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）	作成の都度	5 年
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年
(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録	作成の都度	5 年
(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年
(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年

表 26-2， 3 を適用する場合は，本表を適用しない。

表 26-5 使用前検査に関する記録

（原子炉等規制法 附則（平成 29 年 4 月 14 日法律第 15 号） 第 7 条に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する 令和 2 年 4 月 1 日 以降の最初の使用前 確認までの期間

既に着手済みの工事については，原子炉等規制法附則を適用し使用前検査が実施されるため，旧貯蔵事業規則に基づく記録を記載し，保存期間については，実用炉規則附則に基づく読み替え後の期間を準用し記載する。

品管規則解釈部の保安規定本文（品質マネジメントシステム計画）への記載について

記載要否の考え方

- ◆品管規則解釈部において「・・・という」としている箇所は、取り入れるべきかどうかの判断をし、必要なものを保安規定本文に記載している。
- ◆「・・・を含む」は、要求事項と踏まえ、保安規定本文に記載している。

(1) 「・・・という」としている箇所で、保安規定本文に記載しているもの

・ 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。
- a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
 - c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
 - d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
 - e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
 - f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

【理由】

- ・健全な安全文化の育成及び維持において、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、目指すべき状態を具体的に示しており、今後、このような安全文化の特性を詳細に学んでいく我々にとって保安規定にわかりやすく記載しておくべきものと判断した。

・ 4.2.3 文書の管理

- (2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。
- b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認「a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。」すること。

【理由】

- ・「b) 文書の改訂時」においても、「a) 文書の発行時」と同様に妥当性確認（特定の意図された用途や適用に関する要求事項が満たされていることの確認）を行う必要があるとのことは重要なポイントであり、保安規定に記載しておくべきものと判断した。

・ 5.5.1 責任及び権限

社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、部門及び要員の責任（担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できるようにする。

【理由】

- ・「部門、組織間の相互関係」で関連する 4.1 (4) b) *では「組織内のプロセス間の相互関係を含む」ことを規定しており（解釈部分採用）、建設段階の主たる業務である「設計」－「工事」を始めとする各プロセス間の連携、これが停滞、断続なく遂行できることは我々にとって重要なことと踏まえ、保安規定に記載しておくべきものと判断した。

※4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。

b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図5－1に明確に示す。

(2) 「・・・を含む」ではあるが、保安規定本文に記載しないもの

・ 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。

c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。

【理由】

- ・原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標には、「原子力施設安全」と「放射線安全」に係る監視領域があり、RFSは、そのうち、「放射線安全（公衆と従業員に対する放射線安全）の監視領域」が対象。よって、建設段階では、不要。

（・なお、6.1 資源の確保 c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）では建設段階のため、「放射線量」は、除いている。）

⇒上記理由により、8月3日の審査会合において、現在記載してしている「安全実績指標」を

削除したい旨の発言をしたが、その後、NRA 殿から規則に規定している文言を削除することはできない旨のご連絡をいただき、本件は現状の記載のままとする。

6.1c) の作業環境に関しては、「放射線量」を記載する。

ただし、保安規定には、「※建設段階においては不要」と補足する。

(3) 弊社のみ採用する解釈（東電東通、原燃 MOX に対して）

・弊社は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設に該当することから、

8.2.2 内部監査（1）において、

内部監査員の対象に関与していない要員に実施させることができることを保安規定に記載している。ただし、独立監査部門を設置しているので、引き続きその体制を維持していく。

8.2.4 機器等の検査等（5）において、

組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修，取替え，改造等）又は点検に関与していない要員による使用前事業者検査等の実施）により，使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する旨、保安規定に記載している。

なお、上記「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、解釈において、「使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう」とあり、本件は検査の独立性の観点から必要な事項であるため、記載を追記する。

以上

品管規則解釈部の保安規定本文（品質マネジメントシステム計画）への記載要否判断

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
1.		・赤字箇所：要の際、ポイントなる箇所	記載要否の考え方 ◆「品管規則解釈部において「・・・という」としている箇所は、取り入れるべきかどうかの判断をし、必要なものを保安規定本文に記載する。単に規則の内容の解説となっている事項は取り入れ不要とする ◆「・・・を含む」は、規則に追加している要求事項であるため、これについては、保安規定本文に記載する。	青塗：規則と同じ記載箇所
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 (目的)		1. 目的
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	—	本品質マネジメントシステム計画は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が、センターの安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づき、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。
4.	(適用範囲)			2. 適用範囲
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。			本品質マネジメントシステム計画は、センターの保安活動に適用する。
6.	(定義)			3. 定義
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	—	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則の定義に従う。
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。			
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。			
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。			
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。	—	
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。			
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。			
17.				(1) 使用済燃料貯蔵施設 原子炉等炉規制法第43条の4第2項第2号に規定する使用済燃料貯蔵施設をいう。
18.				
19.				
20.				(2) リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議 使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、東京電力ホールディングス(株)と日本原子力発電(株)との間で情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のことをいう(以下、本条及び第21条において同じ。)
21.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム		4. 品質マネジメントシステム
22.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)		4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
23.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。	否	(1) 第6条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。
		2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	否	
24.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	否	(2) 組織は、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項」に基づき、使用済燃料貯蔵施設のグレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。
25.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度			a) 使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
26.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	否	b) 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
27.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	否	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
28.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記しなければならない。			(3) 組織は、使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を「7.2.1個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき品質規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。
29.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。			(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
30.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。			a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。
31.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「プロセスの順序及び相互の関係」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「プロセスの順序及び相互の関係」にも同じく含める必要があるため）	b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図5-1に明確に示す。
32.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	否（∵原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標には、「原子力施設安全」と「放射線安全の監視領域」があり、RFSは、そのうち、「放射線安全（従業員に対する放射線安全、公衆に対する放射線安全）の監視領域」が対象。よって、建設段階では、不要）	c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
33.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)			d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。
34.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。			e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
35.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「実効性を維持するための措置」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「実効性を維持するための措置」にも同じく含める必要があるため）	f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。
36.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。			g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
37.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」にも同じく含める必要があるため）	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
38.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	10第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、 技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 	要（∵規則の要求事項に規定している「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」ことの具体的な目指す内容を明示しており、今後、このような安全文化の特性を詳細に学んでいく我々にとって保安規定にわかりやすく明記しておくべきものと判断）	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b) 風通しの良い組織文化が形成されている。 c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
39.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。			(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適応に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。
40.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。			(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
41.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)		4.2 品質マネジメントシステムの文書化
42.				4.2.1 一般
43.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。			組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 また、これらの文書体系を図5-2に示す。なお、記録は適正に作成する。
44.	一 品質方針及び品質目標			a) 品質方針及び品質目標
45.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)			b) 品質マニュアル ① 本品質マネジメントシステム計画 ② 原子力品質保証規程
46.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書			c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表5-1に示す文書
47.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)			d) 品管規則が要求する「表5-2に示す文書(手順書)、指示書、図面等」(以下「手順書等」という。)
48.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)		4.2.2 品質マニュアル
49.				
50.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。			組織は、品質マニュアルである「原子力品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。
51.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項			a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
52.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項			b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
53.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲			c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
54.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報			d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
55.	五プロセスの相互の関係			e) プロセスの相互の関係

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
56.	(文書の管理)	(文書の管理)		4.2.3 文書の管理
57.	第七条原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	要（：規則の要求事項に規定している「品質マネジメント文書を管理しなければならない」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」にも同じく含める必要があるため）	(1) 組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を含め、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき管理する。 a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
58.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	要（：規則の要求事項に規定している「適切な品質マネジメント文書を利用できる」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」にも同じく含める必要があるため）	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。
59.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。			a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
60.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	要（：「～という」となっているが、文書の改訂においても、発行時と同様に妥当性確認（特定の意図された用途や適用に関する要求事項）を行う必要があるとのことは重要なポイントであり、保安規定に明記しておくべきものと判断）	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認（a）と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。」すること。
61.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	否	c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。
62.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。			d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
63.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。			e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
64.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。			f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
65.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。			g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
66.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。			h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。
67.	(記録の管理)	(記録の管理)		4.2.4 記録の管理
68.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。			(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
69.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。			(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。
70.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任		5. 経営責任者等の責任
71.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)		5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ
72.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。			社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。
73.	一 品質方針を定めること。			a) 品質方針を定めること。
74.	二 品質目標が定められているようにすること。			b) 品質目標が定められているようにすること。
75.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	否（：規則の要求事項に含まれる内容が明示されているため）	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。
76.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。			d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
77.	五 資源が利用できる体制を確保すること。			e) 資源が利用できる体制を確保すること。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
78.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。			f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
79.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。			g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
80.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。			h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
81.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)		5.2 原子力の安全の確保の重視
82.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第十条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	否（：例示であるため）	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
83.	(品質方針)	(品質方針)		5.3 品質方針
84.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	要（：規則の要求事項に規定している「品質方針」に含まれる事項が明示されており、当社の品質方針にも含むことが必要のため）	社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。
85.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	要（：規則の要求事項に規定している「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」に含まれる事項が明示されており、当社においても組織運営に関する方針と品質方針は、整合していることが必要のため）	a) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）
86.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。			b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
87.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。			c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
88.	四 要員に周知され、理解されていること。			d) 要員に周知され、理解されていること。
89.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。			e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。
90.				
91.				5.4 計画
92.	(品質目標)	(品質目標)		5.4.1 品質目標
93.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	要（：規則の要求事項に規定している「品質目標が定められている」に含まれる事項が明示されており、当社の品質目標を達成するための計画にも含むことが必要のため）	(1) 社長は、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。 これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法
94.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	否	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。
95.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)		5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
96.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。			(1) 社長は、品質マネジメントシステムが、4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。
97.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。	要（：規則の要求事項に規定している「品質マネジメントシステムの変更」に含まれる事項が明示されており、当社の品質マネジメントシステムの変更にはプロセス及び組織の変更にも含むことが必要のため）	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
98.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	要(∵規則の要求事項に規定している「起こり得る結果」に含まれる事項が明示されており、当社の品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果に、明示されている2点を含むことが必要のため)	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(組織の活動として実施する、当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
99.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持			b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
100.	三 資源の利用可能性			c) 資源の利用可能性
101.	四 責任及び権限の割当て			d) 責任及び権限の割当て
102.				
103.				5.5 責任、権限及びコミュニケーション
104.	(責任及び権限)	(責任及び権限)		5.5.1 責任及び権限
105.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	要(∵規則の要求事項に規定している「部門及び要員の責任」に含まれる事項が明示されており、当社責任及び権限に対しても組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む必要があるため) 要(∵第4条第4項第2号に関連するものとし、保安規定の本文に記載することとした)	社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、部門及び要員の責任(担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できるようにする。
106.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)		5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者
107.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。			(1) 社長は、リサイクル燃料備蓄センター長を品質保証活動(内部監査を除く)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。 (2) 社長は、品質監査部長を内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。
108.				(3) 社長は、品質マネジメントシステム管理者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。
109.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。			a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
110.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。			b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
111.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。			c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
112.	四 関係法令を遵守すること。			d) 関係法令を遵守すること。
113.				
114.				
115.				
116.				
117.				
118.	(管理者)	(管理者)		5.5.3 管理者
119.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	要(∵管理者に代わる責任者の業務と責任権限を文書で定める必要があることが規定されているため、保安規定本文に記載している)	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。
120.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。			a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
121.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。			b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
122.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。			c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと(5.4.1及び8.2.3参照)。
123.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。			d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
124.	五 関係法令を遵守すること。			e) 関係法令を遵守すること。
125.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原			(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。			子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
126.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。			a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
127.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。			b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
128.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。			c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
129.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に使用済燃料貯蔵施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
130.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。			e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
131.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「自己評価」に含まれる事項が明示されており、当社自己評価の際に考慮することが必要なため）	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。
		3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう（第18条において同じ。）。	否	
132.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)		5.5.4 組織の内部の情報の伝達
133.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	否	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。	否	
134.				5.6 マネジメントレビュー
135.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)		5.6.1 一般
136.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。			(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。
137.				5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報
138.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。
139.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。			
140.	一 内部監査の結果			a) 内部監査の結果
141.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	要（∵規則の要求事項に規定している「組織の外部の者の意見」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューに用いる情報として明確になるため）	b) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）
142.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格 Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	否	c) プロセスの運用状況
143.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への	否	d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)		前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果
144.	五 品質目標の達成状況			e) 品質目標の達成状況
145.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「健全な安全文化の育成及び維持の状況」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューに用いる情報として明確になるため)	f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)
146.	七 関係法令の遵守状況			g) 関係法令の遵守状況
147.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューに用いる情報として明確になるため)	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
148.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置			i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
149.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更			j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
150.	十一 部門又は要員からの改善のための提案			k) 部門又は要員からの改善のための提案
151.	十二 資源の妥当性			l) 資源の妥当性
152.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	要(∵規則の要求事項に規定している「保安活動の改善のために講じた措置」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューに用いる情報として明確になるため)	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性
153.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)		5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置
154.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。			(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
155.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	否	a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
156.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善			b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
157.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源			c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
158.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」に含まれる事項が明示されており、当社マネジメントレビューの結果を受けて行う措置として必要なため)	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)
159.	五 関係法令の遵守に関する改善			e) 関係法令の遵守に関する改善
160.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。			(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4 参照)。
161.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。			(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。
162.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理		6. 資源の管理
163.	(資源の確保)	(資源の確保)		6.1 資源の確保
164.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	否	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。
165.	一 要員			a) 要員
166.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。	否	b) 個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系
167.	三 作業環境	3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射	要(∵規則の要求事項に規定している「作業環境」に含	c) 作業環境(作業場所の温度、照度、狭小の程度等の

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
		線量, 温度, 照度, 狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	まれる事項が明示されており、当社資源の確保として必要なため) (建設段階のため、放射線量は、除いている)	作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)
168.	四 その他必要な資源			d) その他必要な資源
169.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)		6.2 要員の力量の確保及び教育訓練
170.				
171.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「力量」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「力量」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。
172.				
173.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。			(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練マニュアル」に従って行う。
174.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。			a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
175.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「その他の措置」に含まれる事項が明示されており、当社で規定する「その他の措置」にも同じく含める必要があるため)	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。
176.	三 前号の措置の実効性を評価すること。			c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
177.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。			d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
178.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献			① 品質目標の達成に向けた自らの貢献
179.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献			② 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
180.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性			③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
181.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。			e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること(4.2.4参照)。
182.				
183.				
184.				
185.		(解釈 21 条 3 項再掲) 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量, 温度, 照度, 狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。		
186.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施		7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施
187.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)		7.1 個別業務に必要なプロセスの計画
188.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「計画を策定する」に含まれる事項が明示されており、個別業務に必要なプロセスの計画の策定においても必要なため)	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する「4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。」とともに、そのプロセスを確立する。
189.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「個別業務等要求事項との整合性」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「個別業務等要求事項との整合性」にも同じく含める必要があるため)	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
190.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」にも同じく含める必要があるため)	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
191.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果			a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
192.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項			b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
193.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジ			c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジ

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	メント文書及び資源			メント文書及び資源
194.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)			d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)
195.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録			e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(4.2.4参照)
196.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。			(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。
197.				7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス
198.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)		7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項
199.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。			組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。
200.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項			a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
201.	二 関係法令			b) 関係法令
202.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項			c) a) 及び b) に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項
203.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)		7.2.2 個別業務等要求事項の審査
204.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。			(1) 組織は、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
205.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。			(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
206.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。			a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
207.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。			b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
208.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。			c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
209.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
210.				
211.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。			(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。
212.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)		7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等
213.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」にも同じく含める必要があるため)	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を「外部コミュニケーションマニュアル」、「広聴マニュアル」、「広報マニュアル」及び「行政・報道対応マニュアル」に明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。
214.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
215.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
216.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
217.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
218.				7.3 設計開発
219.				組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、「設計管理マニュアル」に基づき、設計開発の管理を実施する。
220.	(設計開発計画)	(設計開発計画)		7.3.1 設計開発計画

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
221.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「設計開発」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「設計開発」にも同じく含める必要があるため) 要(∵規則の要求事項に規定している「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、設計開発(専ら使用済燃料貯蔵施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動「4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。」を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。 この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。
222.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。			(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
223.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度			a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
224.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制			b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
225.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限			c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
226.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源			d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
227.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。			(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
228.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。			(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
229.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)		7.3.2 設計開発に用いる情報
230.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
231.	一 機能及び性能に係る要求事項			a) 機能及び性能に関する要求事項
232.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの			b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
233.	三 関係法令			c) 関係法令
234.	四 その他設計開発に必要な要求事項			d) その他設計開発に必要な要求事項
235.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。			(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
236.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)		7.3.3 設計開発の結果に係る情報
237.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	否	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
238.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。			(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
239.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。			(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
240.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するもの			a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するもの

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	であること。			であること。
241.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。			b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
242.	三 合否判定基準を含むものであること。			c) 合否判定基準を含むものであること。
243.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。			d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。
244.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)		7.3.4 設計開発レビュー
245.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。			(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。
246.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。			a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
247.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。			b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
248.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。			(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
249.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
250.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)		7.3.5 設計開発の検証
251.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。
252.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
253.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。			(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。
254.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)		7.3.6 設計開発の妥当性確認
255.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「当該設計開発の妥当性確認を実施しなければならない」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「当該設計開発の妥当性確認を実施しなければならない」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。
256.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。			(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
257.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
258.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)		7.3.7 設計開発の変更の管理
259.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
260.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。			(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
261.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発			(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
	の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。			の変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価(当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
262.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
263.				7.4 調達
264.				組織は、「調達管理マニュアル」及び「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。
265.	(調達プロセス)	(調達プロセス)		7.4.1 調達プロセス
266.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。			(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。
267.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」にも同じく含める必要があるため)	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。
		2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	否	
		3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	否	
268.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。			(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
269.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。			(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
270.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
271.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。			(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(使用済燃料貯蔵施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。
272.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)		7.4.2 調達物品等要求事項

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
273.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。			(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
274.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項			a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
275.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項			b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
276.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項			c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
277.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「不適合の報告」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「不適合の報告」にも同じく含める必要があるため）	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項
278.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項			e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
279.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項			f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
280.	七 その他調達物品等に必要な要求事項			g) その他調達物品等に必要な要求事項
281.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	否	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
282.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。			(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
283.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。			(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
284.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)		7.4.3 調達物品等の検証
285.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。			(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
286.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。			(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
287.				7.5 個別業務の管理
288.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)		7.5.1 個別業務の管理
289.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。			組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。
290.	一原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	要（∵規則の要求事項に規定している「原子力施設の保安のために必要な情報」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」にも同じく含める必要があるため）	a) 使用済燃料貯蔵施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にあること。 ① 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ② 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果
291.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。			b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
292.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。			c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
293.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。			d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
294.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。			e) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
295.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。			f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
296.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)		7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
297.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。			(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
298.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。			(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
299.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
300.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。			(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
301.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準			a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
302.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法			b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
303.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「妥当性確認」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「妥当性確認」にも同じく含める必要があるため)	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法
304.	(識別管理)	(識別管理)		7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保
305.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	否	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
306.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)		(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する(4.2.4参照)。
307.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)		7.5.4 組織の外部の者の物品
308.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	否	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
309.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)		7.5.5 調達物品の管理

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
310.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示, 取扱い, 包装, 保管及び保護を含む。)しなければならない。			組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示, 取扱い, 包装, 保管及び保護を含む。)する。
311.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)		7.6 監視測定のための設備の管理
312.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。			(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
313.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。			(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
314.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。			(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、「検査マニュアル」に基づき、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
315.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	否	a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること(4.2.4参照)。
316.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。			b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
317.	三 所要の調整がなされていること。			c) 所要の調整がなされていること。
318.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。			d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
319.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。			e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
320.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。			(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する(4.2.4参照)。
321.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。			(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
322.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。			(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。
323.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。			(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。
324.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善		8. 評価及び改善
325.	(監視測定, 分析, 評価及び改善)	(監視測定, 分析, 評価及び改善)		8.1 監視測定, 分析, 評価及び改善
326.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が 当該改善の必要性, 方針, 方法等について検討するプロセス を含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセス」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセス」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性, 方針, 方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。
327.				
328.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	否	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。
329.				8.2 監視及び測定

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
330.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)		8.2.1 組織の外部の者の意見
331.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	否	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
332.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。			(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーションマニュアル」及び「広聴マニュアル」に定める。
333.	(内部監査)	(内部監査)		8.2.2 内部監査
334.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	要（∵当社は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設に該当することから、内部監査員の対象に関与していない要員に実施させることができることを保安規定に記載している）	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。
335.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項			a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
336.	二 実効性のある実施及び実効性の維持			b) 実効性のある実施及び実効性の維持
337.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。			(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
338.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。			(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
339.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。			(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
340.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。			(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
341.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を 経営責任者に直接報告する権限 を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「権限」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「権限」にも同じく含める必要があるため）	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部監査に係る要求事項を、「原子力品質監査マニュアル」に定める(4.2.4参照)。
342.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。			(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
343.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。			(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる(8.5.2参照)。
344.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)		8.2.3 プロセスの監視測定

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
345.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、 機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報 を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・ 監視測定の実施時期 ・ 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	要（∵規則の要求事項に規定している「監視測定」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「監視測定」にも同じく含める必要があるため） 要（∵規則の要求事項に規定している「監視測定」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「監視測定」にも同じく含める必要があるため）	(1) 組織は、プロセスの 監視測定 （対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、 これを行う。 監視測定の方法には、次の事項を含む。 a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期
346.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。			(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、 保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
347.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。			(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを 実証する。
348.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。			(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、 保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
349.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。			(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。
350.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)		8.2.4 機器等の検査等
351.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。			(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、「 検査マニュアル 」に基づき、 使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
352.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、 検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録 を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」にも同じく含める必要があるため）	(2) 組織は、 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 （必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。） を作成し、これを管理する （4.2.4参照）。
353.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。			(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる 記録を作成し、これを管理する （4.2.4参照）。
354.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。			(4) 組織は、個別業務計画に基づく 使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画（7.1参照）に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。
355.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。	要（∵当社は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設に該当することから、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができることを保安規定に記載している)	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、 使用前事業者検査等の独立性 （使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法（当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員による 使用前事業者検査等の実施 ）により、 使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと （使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること） をいう。）を確保する。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
		<p>3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</p> <p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</p>	<p>否</p> <p>要（∵「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること、と要員に対する要件であり、検査の独立性の観点から必要な事項であるため）</p>	
356.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。			(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。
357.	(不適合の管理)	(不適合の管理)		8.3 不適合の管理
358.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	否	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。
359.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「不適合の処理に係る管理」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「不適合の処理に係る管理」にも同じく含める必要があるため）	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合等管理マニュアル」に定める。
360.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。			(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
361.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。			a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
362.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。			b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
363.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。			c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
364.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。			d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
365.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。			(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。
366.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。			(5) 組織は、(3)a) の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
367.				(6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、公開基準に従い不適合の内容を自ら管理するウェブサイトへ登録することにより、情報の公開を行う。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
368.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)		8.4 データの分析及び評価
369.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「品質マネジメントシステムの実効性の改善」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」にも同じく含める必要があるため)	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。
370.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。			(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
371.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見			a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見(8.2.1参照)
372.	二 個別業務等要求事項への適合性			b) 個別業務等要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)
373.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	否	c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(8.2.3及び8.2.4参照)
374.	四 調達物品等の供給者の供給能力			d) 調達物品等の供給者の供給能力(7.4参照)
375.				8.5 改善
376.	(継続的な改善)	(継続的な改善)		8.5.1 継続的な改善
377.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	否	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。
378.	(是正処置等)	(是正処置等)		8.5.2 是正処置等
379.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。			(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、「不適合等管理マニュアル」に基づき、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
380.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。			a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。
381.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮	要(∵規則の要求事項に規定している「不適合その他の事象の分析」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「不適合その他の事象の分析」にも同じく含める必要があるため)	① 不適合及びその他の事象の分析(情報の収集及び整理、並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)
		2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	要(∵規則の要求事項に規定している「原因の明確化」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「原因の明確化」にも同じく含める必要があるため)	
382.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化			② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
383.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。			b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。
384.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。			c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。
385.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。			d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。

No	品管規則	品管規則 解釈	解釈の本文への記載要否判断	新検査制度 保安規定
386.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。			e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。
387.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」にも同じく含める必要があるため）	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「不適合等管理マニュアル」に定め、実施する。
388.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。			g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。
389.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。			(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。
390.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	否	(3) 組織は、「不適合等管理マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。
391.	(未然防止処置)	(未然防止処置)		8.5.3 未然防止処置
392.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	要（∵規則の要求事項に規定している「自らの組織で起こり得る不適合」に含まれる事項が明示されているため、当社で規定する「自らの組織で起こり得る不適合」にも同じく含める必要があるため）	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議で取り扱う技術情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析した結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
393.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。			a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。
394.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。			b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。
395.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。			c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。
396.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。			d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。
397.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。			e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。
398.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。			(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「不適合等管理マニュアル」に定める。
399.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第七章 使用者に関する特例 (令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)		
400.	第五十四条 使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。		

記録について

◇貯蔵規則により要求されている記録は添付－1 のとおりであり、このうち赤枠で囲んだ記録が今回申請に係る範囲の記録

◇保安規定への記録の記載は、見易さ、使い易さの観点から添付－2 のとおりとしたい
つまり

①貯蔵規則の条の順による記載

(6条の3→27条の順、最後に原子炉等規制法附則に基づく記録)

②今回申請に係る記録のみを記載

貯蔵規則

〈6条の3〉

- ・使用前事業者検査の記録

〈27条〉

- ・施設管理に係る記録
- ・保安教育の記録
- ・品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステム計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録

原子炉等規制法附則

〈7条〉

- ・使用前検査に関する記録

以上

貯蔵規則第 6 条の 3 及び貯蔵規則第 14 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	備考
貯蔵規則第 6 条の 3 に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間	表 26- 1
貯蔵規則第 14 条に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの間	

貯蔵規則 27 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	備考
1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理（第 31 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	表 26-2
ロ 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	表 26-2
ハ 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針，施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針，施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	表 26-2
2. 操作記録（法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。） イ 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	受入れの都度	払出しまでの期間	
ロ 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	配置又は配置替えの都度	次の配置又は配置替えのときまでの期間	
ハ 使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して。ただし，貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあっては受入れの都度及び連続してとする。	払出しまでの期間	
ニ 使用済燃料を封入した容器（溶接により密封する構造の容器を除く。）の蓋部の密封監視のための蓋間圧力	連続して	払出しまでの期間	
ホ 使用済燃料貯蔵施設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れから払出しまでの期間	払出しの都度	10 年間	
ヘ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力	連続して	1 年間	
ト 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1 年間	

<p>チ 保安規定に定める使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</p>	<p>操作の開始及び交代の都度</p>	<p>1 年間</p>	
<p>リ 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあっては次の記録</p> <p>(1) 使用済燃料を封入した容器の記録</p> <p>(i) 外観</p> <p>(ii) 漏えい率</p> <p>(iii) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力</p> <p>(iv) 表面及び表面から 1 メートルの距離における線量当量率</p> <p>(v) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観</p> <p>(vi) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観</p> <p>(vii) 重量</p> <p>(viii) 表面の放射性物質の密度</p> <p>(2) 使用済燃料の記録</p> <p>(i) 外観</p> <p>(ii) 燃焼度</p> <p>(iii) 取出しから容器への封入までの期間</p> <p>(iv) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置</p>	<p>受入れの都度</p>	<p>払出しまでの期間</p>	
<p>3. 放射線管理記録</p> <p>イ 使用済燃料貯蔵設備本体（法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>毎日貯蔵中 1 回。ただし、法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合にあっては毎週 1 回とする。</p>	<p>10 年間</p>	
<p>ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度</p>	<p>1 日の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回</p>	<p>十年間</p>	
<p>ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量並びに管理区域における空气中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>	<p>毎週 1 回</p>	<p>10 年間</p>	

<p>ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用済燃料貯蔵事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p>	<p>1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	
<p>ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（上欄に掲げる当該1年間以降に限る。）</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	
<p>ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p>	<p>その都度</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	
<p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	<p>その者が当該業務に就く時</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	

チ 事業所の外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	
リ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日，場所及び方法	廃棄の都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器に固型化した場合には，その方法	封入又は固型化の都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には，その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間	
4. 使用済燃料貯蔵施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ハ 事故の原因	その都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
ニ 事故後の処置	その都度	法第43条の27第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	10年間	
ロ 降雨量	連続して	10年間	

ハ 大気温度	連続して	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	
6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	5 年間	表 26-3
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	5 年間	表 26-3
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	5 年間	表 26-3
7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間	表 26-4
8. 第 35 条の 2 第 1 項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	
9. 第 36 条に規定する防護措置の記録 イ 見張人による巡視の状況及びその担当者の氏名	毎日 1 回	1 年間	
ロ 第 36 条第 2 項第 1 号に規定する防護区域、同項第 2 号に規定する周辺防護区域又は同項第 3 号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第 5 号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	発行の都度	5 年間	
ハ 第 36 条第 2 項第 1 号に規定する防護区域、同項第 2 号に規定する周辺防護区域又は同項第 3 号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	点検の都度又は毎日 1 回	1 年間	
ニ 出入口及び特定核燃料物質の常時監視の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	1 年間	
ホ 特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名	点検の都度	1 年間	
ヘ 防護のために必要な設備及び装置の点検並びに保守の状況並びにその担当者の氏名	点検又は保守の都度	1 年間	
ト 防護のために必要な教育及び訓練の実施状況	教育又は訓練の実施の都度	5 年間	
チ 特定核燃料物質の防護に関する秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況	指定の都度	全ての特定核燃料物質の取扱いを終了するまでの期間	
リ 防護措置の評価及び改善の実施状況	評価又は改善の都度	5 年間	

10. 廃止措置に係る工事の方法，時期及び対象となる使用済燃料貯蔵施設の設備の名称	法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	
11. 事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第 61 条の 2 第 1 項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録 イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録 (1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は，その結果	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は，その計算条件及び結果	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	選択の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録 (1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(2) 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	
ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	事業所から搬出された後 10 年間	

原子炉等規制法 附則 第7条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	備考
使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する 令和2年4月1日 以降の最初の使用 前確認までの期間	表 26-5

表 26-1 使用前事業者検査の記録（貯蔵規則第 6 条の 3 に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間

表 26-2 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に係る記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
ハ 貯蔵規則第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

表 26-3 保安教育の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	5 年間
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	5 年間
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	5 年間

表 26-4 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画，実施，評価及び改善状況の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録） (1 / 2)

記録事項	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書		
第 5 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)～d)に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年
(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年
(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年
(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年
(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年
(10) 設計開発の変更の審査，検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年
(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年

表 26-4 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画，実施，評価及び改善状況の記録（貯蔵規則第 27 条に基づく記録） (2 / 2)

記録事項	記録すべき場合	保存期間
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年
(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年
(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合（必要に応じて）の記録	作成の都度	5 年
(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5 年
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における，従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年
(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年
(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ，検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録）	作成の都度	5 年
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年
(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置（特別採用を含む）に係る記録	作成の都度	5 年
(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年
(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5 年

表 26-2， 3 を適用する場合は，本表を適用しない。

表 26-5 使用前検査に関する記録

（原子炉等規制法 附則（平成 29 年 4 月 14 日法律第 15 号） 第 7 条に基づく記録）

記録事項	記録すべき場合	保存期間
使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する 令和 2 年 4 月 1 日 以降の最初の使用前 確認までの期間

既に着手済みの工事については，原子炉等規制法附則を適用し使用前検査が実施されるため，旧貯蔵事業規則に基づく記録を記載し，保存期間については，実用炉規則附則に基づく読み替え後の期間を準用し記載する。